

昭和十年六月一日改版

十四版 海軍諸例則 卷二

海軍大臣官房



版十四 海軍諸例則卷一一類別目錄

第八類 官職 等級

第一款 官階 職階

● 高等官官等俸給令	一一
○ 初敍官等ノ制限ヲ受ケザル高等文官他ノ高等文 官ト爲ル場合ノ官等ニ關スル件	六七
○ 政府ノ承認ヲ受ケ外國政府又ハ之ニ準ズルモノ ノ官吏其ノ他ノ職員ト爲ル爲退官又ハ退職シタ ル高等文官ノ再任又ハ再就職ノ場合ノ官等等ニ 關スル件	六八
● 待遇職員等ヲ奏任文官ニ任用スル場合ノ官等ニ 關スル件	六九
● 陸海軍將校同相當官ヨリ帝國、官立大學、 文部省直轄諸學校又ハ商船學校ノ高等官ニ 任用ノ者ノ官等ノ件	七〇
● 技術官其ノ他最低額以下俸給支給者身分取 扱方	七一
● 海軍兵轉科ニ關スル件	一〇
○ 海軍兵ノ轉科若ハ兵種ノ變更ニ關スル件	一〇
○ 昭和十八年法律第百十號附則第二項ノ規定ニ依 リ第一國民兵役ニ服スルニ至リタル者ノ官等及 階級等ニ關スル件	一〇ノ二
● 奏任文官、判任文官優遇ニ關スル件	七一
類別目錄 第八類 官職 等級	-

- 獨逸國等トノ平和條約ニ依ル國際機關ノ事務處理ノ爲派遣スル官吏等ニ關スル件.....七二
- 文武判任官等級令.....七三
- 海軍所屬ノ編修書記及書記並陸海軍警査ニ關スル件.....七四ノ一
- 巡查看守憲兵兵長陸海軍警査陸海軍監獄看守貴衆兩院守衛消防手等ノ待遇相當等級ニ關スル件.....七四ノ一
- 廢官退官退職者殘務整理中待遇方ノ件.....七四ノ二
- 守衛長身分ノ件.....七四ノ二
- 見習尉官、海軍豫備學生及海軍豫備生徒ノ席位ニ關スル件.....七六
- 同日同官等ニ任官シタル海軍准士官ノ席次ニ關スル件.....七六
- 判任官職務上席次ノ件.....七六
- 判任文官ノ席次ニ關スル件.....七六ノ一
- 高等官席次.....七五
- 海軍武官官階改正ニ伴ヒ轉官ト爲リタル者ノ席次ニ關スル件.....七六

第二款 席 次

第九類 分限 服役

〔海四十〕 諸二ノ三五

第一款 分限

- | 第九類 分限 服役 | 第一款 分限 | 海軍將校分限令 | ○陸海軍武官ニシテ朝鮮總督、臺灣總督ノ官職ニ
在ル者ノ分限ニ關スル件 | ○陸海軍武官ヨリ軍需省職員ニ專任セラレ又ハ補
セラルル者ニ關スル件 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ情報局情報官ニ專
任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ技術院參技官ニ專
任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ航空機乗員養成所
ノ航空官又ハ航空官補ニ專任セラレタル者ノ分
限等ニ關スル件 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ大東亞部内ノ文官
ニ專任セラレタルモノノ分限等ニ關スル件 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ運輸通信省ノ文
官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 |
|--------------------|--------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ大東亞部内ノ文官
ニ專任セラレタルモノノ分限等ニ關スル件 | 七八 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ情報局情報官ニ專
任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七八 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ技術院參技官ニ專
任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七八 | ○現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ航空機乗員養成所
ノ航空官又ハ航空官補ニ專任セラレタル者ノ分
限等ニ關スル件 | 七八 |
| 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 |
| 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 |
| 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 | 二專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件 | 七九 |

● 文官分限令第十一條第一項第一號第二號ニ依レル休職者其ノ繫屬ヲ離レタルトキ復職ヲ命ズルノ件	八一
○ 文官分限令及懲戒令ニ關スル件	八一
● 神宮司廳、神宮神部署及官國幣社以下神社判任以上ノ待遇職員ノ休職ニ關スル件	八二
● 戰時官吏服務ニ關スル件	八六ノ一
● 官吏公衆ニ對シ政事學術上ノ意見演述ノ件	八七
● 部外公私團體ノ委囑應諾ノ場合ハ認許ヲ受クベキ件	八七
● 議員又ハ市町村吏員タルヲ得ザル官吏ハ在職者ニ限ル件	八七
● 風紀取締ニ關スル件	八七
第二款 宣誓 服務	
● 海軍軍屬宣誓規則	八三
○ 海軍軍屬宣誓規則ニ依リ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ノ指定	八四
○ 國民徵用令ニ依リ徵用セラル海軍軍屬タル者ニ關スル件	八四ノ一
● 官吏服務紀律	八五
● 海軍武官服役令	八九
○ 海軍武官服役令ニ依リ當分ノ間各科海軍特務大、中尉ノ現役服役期間延長ノ件	九六
● 海軍徵兵服役規則	一〇四ノ二ノ一
○ 海軍武官服役臨時特例	一〇四ノ二ノ二
● 海軍將校相當官服役特例	一〇五
● 戰時官吏服務令	八六ノ一

●現役期間特例ノ海軍將校相當官引續キ現役志願	○	二〇
二關スル件	一〇六
年齢計算ニ關スル法律	一〇六ノ一
海軍退役武官、兵役免除者等服役特例	一〇六ノ一
海軍退役武官、兵役免除者等服役特例取扱規	
則	一〇六ノ二
○海軍下士官兵再現役許否處分臨時特例	一〇六ノ三
○海軍下士官兵再現役許否處分臨時特例取扱規	
則	一〇六ノ三
●海軍特修兵令	一〇七
○特修兵ノ服役義務ニ關スル件	一一〇
○海軍技術武官任用特例ニ依リ下士官ニ任用セラ レタル者ノ特技章付與ノ件	一一〇ノ二
●海軍豫備員令	一一一
●海軍豫備員候補者軍事教育報告ノ件	一五〇
○海軍豫備練習生規則	一四三
○海軍豫備練習生規則第二條ノ公私立商船學校認	一五〇ノ二
定ニ關スル件	一五〇ノ二
●海軍豫備補習生規則	一五〇ノ四
第四款 豫備員		
●海軍豫備員令	一一一
類別目録 第九類 分限 服役		

類別目録 第九類 分限 服役

六

- 海軍豫備補習生教育綱領 一五〇ノ一一
○大東亞戰爭中海軍各科豫備補習生ノ軍事教育期間短縮ニ關スル件 一五〇ノ一三
○海軍豫備生徒竝ニ海軍豫備練習生教育實施ニ關スル件 一五〇ノ一三
●豫備員候補者海軍ニ於ケル同教程修業中演習其ノ他ノ公務ノ爲自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ危篤ニ陥リタルトキ之ヲ繰上卒業(修了)セシムルコトヲ得ルノ件 一五〇ノ一四
●海軍豫備員任用臨時特例 一五〇ノ一五
○海軍豫備員任用臨時特例ニ依ル海軍豫備生徒規則 一五〇ノ一七

第十類 補任 考課

第一款 任用 進級 増俸

● 海軍武官任用令 一五一

○ 海軍武官任用令第三條ノ二及第四條ノ臨時特例

ニ關スル件 一五六ノ三

● 海軍豫備員ヨリスル海軍武官任用等特例 一五六ノ四

○ 海軍豫備員ヨリスル海軍武官任用等特例取扱規

則 一五七

● 海軍主計科及技術科武官任用及服役特例 一五九

● 海軍法務官又ハ海軍法務官試補タリシ者ヨリ

海軍法務科士官ニ任用等ニ關スル件 一六〇ノ一

● 陸海軍將校相當官交互轉任ノ件 一六〇ノ一

● 海軍軍醫科及齒科醫科士官任用及服役特例 一六〇ノ二

● 海軍將校相當官任用海軍見習尉官採用規則 一六一

● 海軍下士官任用特例 一六四ノ一

○ 海軍下士官任用特例ニ依ル海軍下士官候補者規
則 一六四ノ七

大東亞戰爭ニ際シ必死ノ特別攻撃ニ從事シタ

ル海軍ノ下士官、兵等ヨリスル特務士官、准

士官等ノ特殊任用ニ關スル件 一六五

● 水雷術特技章ヲ有スル兵曹中航空兵器(雷爆)

整備取扱ノ配置ニ在リシ者航空兵曹ニ任用ノ

件 一六六

● 海軍武官進級令 一六七

○ 海軍武官任用進級取扱規則 一六八

○ 海軍豫備士官ヨリ任用ノ海軍少尉又ハ海軍機關

少尉ノ實役停年ニ關スル件 一八四

● 特殊任用進級取扱ニ關スル件 一八四

昭和十九年勅令第六百五十號ノ規定ニ依ル特

殊任用又ハ二階級上級ノ官職階ニ任用進級ヲ

適用スキ場合ノ手續等ニ關スル件 一八四ノ一

- 危篤者ニ對スル任用進級ノ遡及實施ニ關スル件 一八四ノ二
- 應召員ノ特別任用等ニ關スル件 一八四ノ二
- 陸海軍軍人公務ノ爲航空機ニ搭乗中變故ニ因リ危篤ニ陥リタル者ノ進級及任用ニ關スル件 一八五
- 海軍軍人潛水艦ニ在リテ潛航勤務中變故ニ因リ危篤ニ陥リタルモノノ進級及任用ニ關スル件 一八五
- 支那事變ノ爲召集中ノ豫備役後備役海軍軍人ノ召集中ノ任用進級ニ關スル件 一八六
- 海軍練習聯合航空總隊ニ屬スル下士官、豫備下士官及豫備兵ノ特殊任用進級ニ關スル件 一八六
- 拔擢名簿調製官人事ニ關シ所轄長ノ職務執行ノ件 一八六ノ一
- 艦隊、獨立艦隊司令部附タル下士官勤務廳ノ長ノ人事ニ關シ所轄長ノ職務執行ノ件 一八六ノ一
- 大東亞戰爭中海軍兵ニシテ傷痍、疾病ノ爲危篤ニ陥リタルモノヲ一階級上級ノ職階ニ特殊進級セシムルノ件 一九二ノ一
- 航空隊設立準備員ノ人事ニ關シ所轄長ノ職務執行ノ件 一八六ノ一
- 特設艦船部隊ニ配置セラレタル海軍軍人ノ身現役ニ在ル海軍武官ニシテ航空機乗員養成所ノ航空官補ニ專任セラレタル者ノ人事取扱ニ關スル件 一八六ノ二
- 囑託者、雇員傭人及工員ニシテ昭和十六年勅令第八百四號ニ依リ海軍ノ勤務ニ從事スル者ノ人事及給與ニ關スル件 一八六ノ二
- 海軍兵進級規則 一八七
- 充員召集中ノ二等兵タル補充兵及第二國民兵ノ一等兵ヘノ進級ニ關スル件 一九二ノ一

- 大東亞戰爭中通信連絡杜絕其ノ他特殊事情ニ依リ作戰部隊ニ屬スル所屬長官又ハ所轄長ニ於テ戦死、戰傷死又ハ戰病死シタル部下下士官又ハ兵ニ對スル特殊任用進級ニ關スル件 一九二ノ二
- 服役期間及停年計算規則 一九三
- 停年計算ニ關スル件 一九四ノ一
- 海上勤務又ハ航空勤務ニ關スル件 一九四ノ二
- 承命服務准士官以上ノ勤務日數ニ關スル件 一九四ノ二
- 海上勤務ニ關スル件 一九四ノ二
- 海軍武官服役臨時特例第二條第一項ノ規定ニ依リ現役ニ服セシメラレタル武官ノ任用進級ニ必
要ナル實役停年ニ關スル件 一九四ノ三
- 病院船入院者ノ人事取扱ニ關スル件 一九四ノ四
- 特設病院船及特設海軍病院入院者ノ人事取扱ニ
關スル件 一九四ノ四
- 海軍武官增俸規則 一九九
- 大東亞戰爭中海軍武官增俸等取扱特例 一〇一ノ二
- 海軍一等兵ノ增俸ニ關スル件 一〇三
- 第一國民兵役ニ在リテ海軍ニ召集セラレタル者ノ任用等ニ關スル件 一〇三
- 召集中ニ非ザル豫備役海軍軍人及海軍豫備員ノ特殊任用進級取扱規程 一〇四ノ一
- 文官任用令 一〇五
- 文官任用令ノ判任文官ノ任用資格等ノ特例ニ關スル件 一〇七
- 任用分限又ハ官等ノ初敍陞敍ノ規定ヲ適用セザ
ル文官ニ關スル件 一〇八
- 高等文官タリシ者ヲ判任文官ニ任用ノ場合俸給
ノ件 一〇九
- 海軍准士官、下士官ヲ判任文官ニ任用ノ件 一〇九
- 特別任用法ニ依リ海軍准士官ヲ判任文官ニ任用
ノ場合俸給ノ件 一〇九

○退隱皇居警手ヲ判任待遇以上ノ官職ニ採用ノト キノ取扱方	一一〇
●奏任文官特別任用例	一一一
●判任文官特別任用例	一一四
●官國幣社職員待遇官等級令	一一五
●文官試補及見習ニ關スル件	一一六
○文官試補竝見習採用ノ場合	一一六
●文官、囑託者等ニ任用採用者アルトキ公報ニ 掲載ノ件	二一六ノ二
●從軍文官ニ對スル發令通知公報掲載ニ關スル 件	二一六ノ二
●待遇官吏及雇員等懲戒方竝懲戒免官者採用制 限	二一七
●官吏ノ勤續ニ關スル件	二一八
●高等試驗令	二一九
○高等試驗令第十六條ノ規定ニ依ル試驗科目範 圍	二二〇ノ一
●海軍省文官普通試驗細則	二二〇ノ二
●陸軍司政官及海軍司政官特別任用令	二二一
●海軍錄事特別任用令	二二二
●海軍錄事登用試驗規則	二二三
●陸海軍監獄官特別任用令	二二六
○海軍監獄看守長任用學術試驗及實務考查規程	二二七
●海軍警查及海軍監獄看守採用規則	二二七
○海軍監獄看守、海軍警查精勤證書授與規程	二二九
●南洋廳事務官ノ特別任用ニ關スル件	二三〇
●在鄉陸軍軍人採用ノ場合照會通牒ノ件	二三〇ノ一
●軍政要員採用ニ關スル件	二三〇ノ一
●海軍文官進級增俸取扱規則	二三一
●各廳職員優遇令	二三三
○各廳職員優遇令ニ依ル優遇者ノ稱號	二三四ノ一
○各廳職員優遇令ニ關スル件	二三四ノ三
○各廳職員優遇令施行規則	二三四ノ七

第二款 考課

●文官進退及增減俸ニ關スル法規中年數計算方	二三四ノ九
○戰時事變ニ際シ官吏ニ非シテ海軍ノ事務ニ從事スル者ノ待遇ノ件	二三四ノ九
●海軍各部ニ囑託者ヲ置ク件	二三四ノ九
●各廳職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例	二三四ノ一〇
○各廳職員危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例施行規則	二三四ノ一〇ノ二
●戰時事變ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配屬セシメタル文官補闕ノ件	二三四ノ一一
●大東亞戰爭ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタル文官等ノ補缺及復歸ニ關スル件	二三四ノ一一
○行政機構整備臨時職員令ニ依ル指定ノ件	二三四ノ一二
○占領地行政從事文官復歸令	二三四ノ一三
○占領地行政從事文官復歸令ノ施行ニ關スル件	二三四ノ一四
●海軍考課表規則	二四五
●海軍兵學校、機關學校、經理學校生徒卒業シタルトキ略歷考課表進達ノ件	二五六
○當分ノ間海軍經校、砲校、水校、機雷校、航校、通校、潛校、工校、工作校、海兵團練習部、病院練習部規則ニ拘ラズ學業考課表ハ提出又ハ送付セザルコトヲ得ルノ件	二五七
●海軍下士官兵考課調查表	二五八
○海軍航空機搭乗員技倆調査表規則	二六一
○體育指導者適任證授與者ノ考課調查表及履歷表記註ノ件	二六八ノ一
●特務士官以下ノ航空機搭乗員技倆調査通報表ニ關スル取扱特例	二六八ノ二
●航空機搭乗員技倆考課調查通報表調製ニ關スル件	二六八ノ三

- 海軍航空隊分遣隊職員ノ考課表調製ニ關スル件 二六八ノ六
- 大東亞戰爭中考課表及任用進級拔擢(候補)名簿取扱特例 二六八ノ七
- 海軍部外官廳ノ職員ニ補セラレタル者ノ考課表調製ニ關スル件 二六八ノ一〇
- 乘員ヲ置キタル未成艦船ノ職員補職命課ノ件心得方 二六九
- 高等武官進級ノ節職課ニ變更ナキ者ニハ別ニ訓令辭令書等ヲ下付セサルノ件 二六九
- 本職アル委員本職變更又ハ待命休職等ヲ命セラレ若ハ委員事務終結ノ場合取扱方 二六九
- 人事異動電報ノ發令日附ニ關スル件 二六九
- 學校、海兵團等ノ兼務教官ノ件 二七〇
- 海軍特務士官准士官配屬命課規則 二七一
- 特務士官ノ命課辭令鎮守府公報ニ掲載方ノ件 二七三
- 海軍兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校選修學生命免期日ノ件 二七三
- 海軍志願兵徵募官命課等臨時特例 二七三
- 海軍特別志願兵徵募官命課等臨時特例 二七四
- 海軍下士官兵定員補充交代規則 二七五
- 大東亞戰爭ニ際シ海軍ニ配屬セラレタル日本赤十字社救護員ニシテ傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ依リ歸還セシムルモノ又ハ死亡シタルモノノ補充交代ニ關スル件 二七六ノ二
- 大東亞戰爭中特務士官以下ノ配員特例 二七六ノ四

第四款 部外聘用

●聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件.....二七七

○官吏又ハ官吏待遇者ノ聘用ニ應ズル場合ノ取扱ニ關スル件.....二七八

●地方統制工業指導員ニ關スル件.....二七八ノ一

●樺太、朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル燃料關係調査

事務等ニ關スル件.....二七八ノ二

●博覽會等ノ役員ニ關スル件.....二七八ノ三

●大政翼賛會地方支部顧問就任ニ關スル件.....二七八ノ三

●隣組(隣保班)及町内會(部落會)ニ對スル現

役軍人加入ニ關スル件.....二七八ノ四

●大日本武德會支部役員ニ關スル件.....二七八ノ四

●海軍軍事關係部外團體等ノ指導ニ關スル事

務分擔.....二七八ノ五

第十一類 身上取扱

第一款 准士官以上身上

● 海軍准士官以上履歴書及身上取扱規則 二七九

○ 戰時又ハ事變ニ際シ感狀ヲ授與セラレタル者ノ

履歴記註ニ關スル件 二九〇ノ一

○ 特設病院船及特設海軍病院入院者ノ履歴表記入

例ノ件 二九〇ノ一

○ 履歴事項通報ニ關スル件 二九〇ノ一

○ 准士官以上傷痍疾病者身上取扱ニ關スル件 二九〇ノ二

● 現役ニ復歸セル者ノ履歴書記註ニ關スル件 二九〇ノ二

○ 履歴書記入事項ニ關スル件 二九〇ノ三

○ 昭和十六年勅令第八百四號ニ依リ海軍ノ勤務ニ

從事スル准士官以上ノ履歴書記註等ニ關スル件 二九〇ノ四

● 海軍生徒學生候補生各科中少尉略履取扱及記註心得 二九一

○ 大東亞戰爭中海軍生徒學生候補生各科中少尉略履取扱及記註心得ノ規定ニ依ル略履ハ之ヲ調製

シ又ハ記註スルヲ要セザルノ件 二九二

○ 大東亞戰爭中下士官ヨリ准士官ニ進級セシメラレタル者ニ對スル履歴書ニ關スル件 二九二

● 昭和十七年四月一日前ニ於テ掌機兵及掌工兵タリシ者竝ニ機關術掌機術特技兵ノ人事

取扱ニ關スル件 二九四ノ一

● 特設病院ニ入院シタル者ノ人事取扱ニ關スル件 二九四ノ一

○ 陸軍兵站病院ニ入院シタル者ノ人事取扱ニ關スル件 二九四ノ二

● 當分ノ間飛行兵曹及整備兵曹出身ノ特務士官及准士官竝ニ掌飛行兵及搭乘整備員ノ人

件 二九四ノ二

- 事取扱ニ關シ海軍省人事局長ニ通報又ハ送付
スキ事項ニ關スル件 二九四ノ三
- 海軍武官待命休職停職者心得 二九五
- 陸軍官廳及陸軍部隊竝船舶等ニ配置セラレタ
ル者ノ所屬ニ關スル件 二九六
- 陸上勤務者居住規則 二九六
- 戸籍ノ移動竝ニ住所變更ノ際届出勵行ニ關ス
ル件 二九六ノ一
- 所在不明者名簿ニ關フル件 二九六ノ二
- 戰死シタル軍人又ハ軍屬ノ戸籍記載ニ關スル
件 二九六ノ三
- 戰死者ノ戸籍記載ニ關スル件 二九六ノ三
- 戰傷ニ因リ死亡シタル軍人又ハ軍屬ノ戸籍記載
方ニ關スル件 二九六ノ四
- 海軍下士官兵身上取扱規則 二九七
- 海軍下士官兵履歴表 三〇一
- 海軍下士官兵履歴表竝考課調査表取扱及記註心
得 三〇五
- 技術科下士官ニ任用セラレタル者ノ履歴表及考
課調査表調製ニ關スル件 三〇七
- 下士官兵轉勤轉乘ノ旅行中又ハ上陸外出中事
故發生遲達等ノ場合届出手續 三〇七
- 下士官及兵ヲ送籍スキ海兵團ニ關スル件 三〇七
- 偵察練習生タルコトヲ志願スル航空兵ノ入隊
手續ニ關スル件 三〇八
- 海軍兵ヨリ採用セラレタル海軍見習尉官、海軍
豫備學生又ハ海軍豫備生徒ニシテ其ノ身分ヲ免
ゼラレタルモノノ取扱ニ關スル件 三〇八ノ一

第二款 下士官兵身上

第三款 文官、囑託身上

● 海軍文官身上取扱規則……………三〇九

○ 海軍文官ノ身上竝ニ進級増俸取扱ニ關スル件……三一八ノ四

○ 判任文官同待遇者ノ命課増俸ヲ海軍公報鎮守府
公報ニ掲載ノモノハ文書ヲ以テ報告ニ及ハサル

ノ件……………三一八ノ四

○ 文官履歷事項通報ニ關スル件……………三一九

○ 定員外配屬者ノ履歷事項通報ニ關スル件……………三一〇

● 海軍囑託者身上取扱規則……………三三〇ノ一

● 海軍囑託者報酬増額取扱規則……………三三〇ノ二ノ五

● 海軍徵傭船舶船員身上取扱規則……………三二〇ノ三

● 軍屬船員身上取扱要領細則……………三二〇ノ六ノ三

● 海陸軍徵傭船舶以外ノ船舶ノ乗組員タル海

軍軍屬ノ身上取扱要領……………三二〇ノ六ノ一三

● 海軍徵用員(船員、工員及人夫ヲ除ク)身上
及報酬取扱規則……………三二〇ノ七

● 海軍徵用員(工員人夫ヲ除ク)ノ身上取扱ニ
關スル特例……………三二〇ノ一〇ノ三

● 大東亞戰爭ニ際シ海軍ノ勤務ニ服スル部外
者ノ身上取扱竝ニ給與ニ關スル件……………三二〇ノ一
● 海軍從軍部外官吏身上及給與取扱規則……………三二〇ノ一五

○ 文官、同待遇者ニシテ陸海軍ノ現役ニ復スル者
ノ取扱ニ關スル件……………三二〇ノ一八

○ 軍屬身分調書送付ノ件……………三二〇ノ一八

第四款 婚姻

● 海軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件……………三二一

○ 海軍現役軍人婚姻取扱規則……………三二一

● 勅任官ノ婚娶服忌及旅行發著届出ノ件……………三二二ノ二

○ 婚姻願ニ添付スペキ身元調書ニ關スル件……………三二二ノ二

- 現役軍人ノ婚姻ニ關スル件 三二二ノ三
- 軍人ノ婚姻届出ニ關スル件 三二三ノ三
- 第五款 死亡者取扱
- 海軍生徒學生下士官兵死亡者取扱規則 三二三
- 從軍中又ハ艦船遭難ニ際シ軍人軍屬ノ爲シタル遺言ノ確認ニ關スル件 三二七
- 航海中入水者アリテ死體ヲ發見スル能ハザルモ溺死ト認定スル場合ニ於ケル手續 三三〇
- 死亡認定ニ關スル件 三三〇ノ一
- 艦内爆發ノ爲海中ニ吹飛バサレタル者死亡認定ノ件 三三〇ノ一
- 官廳内竝工場艦船等ニテ變死傷死者檢視ノ件 三三〇ノ一
- 海軍軍人軍屬變死ノ場合檢視官管轄區分 三三〇ノ二
- 變死者檢視ノ場合軍醫官立會方ノ件 三三一

- 英領新嘉坡ニ於テ帝國軍艦内ニ死亡者アルトキ埋葬通知ノ件 三三一
- 戰時海軍死亡者取扱規則 三三二
- 大東亞戰爭中戰歿者等身上取扱規則 三三六ノ一
- 軍人軍屬身上取扱ニ關スル件 三三六ノ四ノ二〇
- 生命保險ノ特別取扱ニ關スル件 三三六ノ四ノ二一
- 戰歿者墓碑建設ニ關スル件 三三六ノ四ノ二三
- 戰歿者ノ遺骨及遺品處理ニ關スル件 三三六ノ四ノ二三
- 第五款ノ二 恩給取扱
- 恩給取扱手續 三三六ノ五
- 傳染病患者及食餌性罹病者多發セル場合ニ於ケル恩給法上ノ取扱方ニ關スル件 三三六ノ二三

○準軍人ノ在職ニ關スル件 三三六ノ二四
 ○大東亞戰爭中戰地ニ於ケル公死者及公務傷病者
 ニ對スル恩給取扱手續ノ規定ニ依ル證明書類ノ

取扱特例 三三六ノ二五

○公務罹病證明書ニ關スル件 三三六ノ二七

●公務傷病ニ因ル恩給ニ關スル件 三三六ノ二九
 船舶司令部ニ派遣セラレタル者ノ從軍加算ニ

關スル件 三三六ノ三〇

●戰地ニ於ケル公務傷病ノ取扱ニ關スル件 三三六ノ三三

第六款 海技免狀 就職斡旋

●海軍軍人ノ海技免狀授與申請ニ關スル件 三三七

●海軍在鄉軍人就職斡旋取扱規則 三四一

●船舶職員法第五條第二項ニ依リ學術試驗ニ合

格スト認ムル者ニ授與スペキ海技免狀ニ關ス

ル件 三五五

第十二類 位勳 褒賞

第一款 紋位 紋勳

●位階令

三五七

○位階令施行細則

三五九

○有位者ニシテ其ノ體面ヲ汚辱スル等ノ行爲ヲ爲

シ位記ヲ返上セシムヘキモノト認メタルトキ具

申方.....三六一

○位階令並位階令施行細則ノ施行ニ關スル件.....三六二

●文武官紋位進階内則

三六二ノ一

○海軍省部内奏任官待遇者紋位標準ニ關スル件.....三六二ノ五

○特旨紋位ニ關スル件

三六二ノ六

○紋位進階年數除算ノ件

三六二ノ七

●戰死者贈位並紋位進階内則

三六二ノ八

○戰地ニ在テ公務ニ起因シ死亡シタル者ノ贈紋位

取扱ニ關スル件.....三六二ノ八

●紋勳内則

三六二ノ一一

○紋勳内則中改正及貴族院並衆議院議員紋勳ノ儀

三六二ノ一二

創定.....三六二ノ二

○市長村長紋勳ノ件.....三六二ノ二三

○市長、町村長及市町村助役紋勳ニ關スル

件.....三六二ノ二三ノ一

○海軍准士官下士勳八等ニ紋スルノ實期.....三六二ノ二三

○武官ノ紋勳ニ於テ卒服役年數計算ノ件.....三六二ノ二四

○海軍准士官下士勳八等ニ紋スルノ實期.....三六二ノ二三

○紋勳年數計算ニ關スル件

三六二ノ二四

○海軍武官勤務年數減算法.....三六二ノ二三

○紋勳内則取扱手續.....三六二ノ二三

○紋勳内則第二十條取扱方ノ件.....三六二ノ二三

●海軍軍人軍屬紋位取扱規則.....三六三

○紋位取扱ニ關スル件.....三六六

- 海軍軍人軍屬敍勳具申規則 三六七
- 敍勳具申ノ件 三七四ノ九
- 定例敍勳遡及發令ニ關スル件 三七四ノ一二
- 敍位敍勳具申ニ關スル件 三七五
- 定例敍勳具申ニ關スル件 三七五
- 危篤者敍勳發令日附ニ關スル件 三七六
- 勳章(旭日章)從軍記章制定 三七七
- 大勳位菊花大綬章大勳位菊花章及各種略綬圖式 三八三
- 勳章增設ノ詔 三八八
- 各種勳章(寶冠章、旭日桐花大綬章、瑞寶章)等級製式及大勳位菊花章頸飾製式 三八八
- 各種勳章及大勳位菊花章頸飾圖樣 三八八
- 大勳位菊花章頸飾略鎖略章圖式及佩用方 三九七
- 婦人ノ勳勞アル者ニ瑞寶章ヲ賜フノ件 三九七

第二款 佩用

- 勳章佩用式 四一九
- 勳章記章佩用心得 四二〇
- 略章略綬佩用心得 四二一
- 勳章記章褒章所有者略綬佩用ニ關スル件 四二四
- 勳章記章及略綬佩用ニ關スル件 四二五
- 金鵄勳章創設ノ詔 三九七
- 金鵄勳章ノ等級製式佩用式 三九八
- 金鵄勳章敍賜條例 四〇三
- 金鵄勳章敍賜規程 四〇四
- 金鵄勳章年金令 四二三
- 金鵄勳章年金令廢止ノ件 四一四
- 勳章年金支給細則 四一五
- 勳章年金增加更生手續 四一七
- 文化勳章令 四一八ノ一

- 大東亞戰爭中勳章記章ヲ佩用スベキ場合ノ件 四二六
- 功一級金鷄勳章ヲ有スル者他ノ勳章佩用方 四二六
- 金鷄勳章併佩ニ關スル件 四二六
- 功三級勳三等以上ノ勳章佩用方 四二八
- 功四級勳四等以下ノ勳等及記章褒章佩用方 四二八
- 勳章、記章、褒章、略綬ニ關スル件 四二八ノ一
- 文化勳章佩用ニ關スル件 四二八ノ一
- 外國勳章佩用願規則 四二九
- 外國勳章佩用願ニ關スル件 四二九
- 勳章記章褒章佩用取締ニ關スル件 四二九
- 勳章記章褒章佩用取締ニ關スル件 四二九
- 勳章記章類佩用ニ關スル件 四三一
- 勳章記章類佩用ニ關スル件 四三一
- 勳章記章類佩用取締ニ關スル件 四三二
- 勳章記章類佩用取締ニ關スル件 四三二
- 勳章還納ノ件 四三三
- 勳章還納手續 四三五
- 勳章還納手續 四三五
- 勳章記票及下級勳章還納ニ關スル件 四三六
- 勳章記票及下級勳章還納ニ關スル件 四三六
- 勳章褫奪令 四三七
- 勳章褫奪令施行細則 四三九
- 勳章褫奪令施行細則ニ關スル取扱規程 四四四

第三款 授與 褒賞

- 勳章授與式例 四三四

- 海軍勳章授與式施行手續 四三四

第四款 記 章

●大禮記念章(昭和三年).....	四四六
●皇太子渡韓記念章.....	四四七
●韓國併合記念章.....	四四八
●紀元二千六百年祝典記念章令.....	四四八ノ二
●明治二十七八年從軍記章條例.....	四五〇
●明治三十三年從軍記章條例.....	四五一
●明治三十七八年從軍記章條例.....	四五三
●大正三年乃至九年戰役從軍記章令.....	四五五
○大正三年乃至九年戰役從軍記章授與規程.....	四五七
●昭和六年乃至九年事變從軍記章令.....	四五九
○昭和六年乃至九年事變從軍記章授與規程.....	四六一
●支那事變從軍記章令.....	四六二
○支那事變從軍記章授與規程.....	四六二ノ二
●戰捷記章令.....	四六二ノ三
●支那事變記念章令.....	四六二ノ五
●大東亞戰爭從軍記章令.....	四六二ノ六
○大東亞戰爭從軍記章授與規程.....	四六二ノ八

第五款 褒章 感狀 表彰

●褒章條例.....	四七五
○褒章條例取扱手續.....	四七八
○褒章條例二關スル内規.....	四七八ノ一
○大東亞戰爭二關シ私財ヲ寄附シタル者ノ表彰二	
關スル褒章條例第八條ノ特例.....	四七八ノ二
○土地、建物寄附者行賞二關スル件.....	四七八ノ三
海軍戰技優勝旗、旗狀及褒狀保管取扱規則.....	四七九
●陸海軍感狀授與規程.....	四八〇

●陸海軍感狀授與規程ノ臨時特例ノ件四八〇ノ一
○感狀保管規則四八〇ノ一
●表彰内規四八〇ノ三
●軍事功勞徽章制定並ニ付與ニ關スル件四八〇ノ四
●海軍技術有功章令四八〇ノ五
○海軍技術有功章令施行規則四八〇ノ六
○海軍技術有功章令ニ關スル内規四八〇ノ七
●海軍部外工場等表彰内規四八〇ノ九
●勤勞顯功章令四八〇ノ一二
○海軍勤勞顯功章令施行規則四八〇ノ一二
○勤勞顯功章令及同施行細則改正ニ關スル件四八〇ノ一二
○勤勞者表彰制度ニ關スル件四八〇ノ一二
●一家ヨリ多數ノ兵役服務者ヲ出シタル場合	
ニ於ケル表彰ニ關スル件四八〇ノ二四
●官吏功勞表彰令四八〇ノ二四ノ一
○官吏功勞表彰令施行規則四八〇ノ二四ノ三
●軍屬船員表彰規程四八〇ノ二五

第六款 功績調査

●被徵用者表彰規程四八〇ノ二九
○海軍被徵用者表彰規程施行細則四八〇ノ三四
●學徒勤勞表彰規程實施ニ關スル件四八〇ノ三七
○海軍徵傭船舶船員副賞授與内規四八〇ノ四五
●論功行賞發表ニ關スル件四八一
●大東亞戰爭功績調查細則四八一
●第七款 善行章	
●海軍下士官兵善行章令四九一
○海軍下士官兵善行章令施行細則四九一
○服役延期者ノ善行章付與ニ關スル件四九六
○戰爭事變中ニ於ケル軍人軍屬表彰取扱ニ關スル件四九六
○豫備役期間中刑罰ニ處セラレタル者ノ召集ノ際	
ニ於ケル善行章褫奪等ニ關スル件四九六ノ一

第十三類 徵募 召集

第一款 兵 役

● 兵役法	四九七
● 兵役法施行令	五〇九
○ 徵兵適齡臨時特例	五三六ノ二ノ二
○ 勤務演習召集及簡閱點呼ノ免除ニ付餘人ヲ以テ代フベカラザル職務ヲ奉ズル者指定	五三六ノ三
○ 簡閱點呼免除方ニ關スル件	五三六ノ三
○ 勤務演習召集竝ニ簡閱點呼免除ニ關スル件	五三六ノ四
○ 兵役法施行規則	五三七
○ 海軍生徒及海軍豫備員候補者兵役上ノ身分取扱ニ關スル件	六六〇
○ 兵役法施行規則第五十條ノ四ノ地域ニ在ル者中現ニ海軍部隊ニ勤務シアル者ノ召集ニ關スル件	六六二
○ 南方占領地在留者ノ徵集延期ニ關スル件	六八六ノ二
○ 昭和十八年法律第百十號兵役法中改正法律施行期日	六八六ノ二

○壯丁ノ徵兵官ニ對スル職種應答ニ關スル

件 六八六ノ二ノ一

○徵兵適齡ト青年學校ノ教授及訓練ニ關ス

ル件 六八六ノ二ノ二

○徵兵終決處分ヲ經ザル第二國民兵ノ兵籍

編入ニ關スル件 六八六ノ二ノ二

●海軍兵補規則 六八六ノ三

○海軍兵補規則施行ニ關スル件 六八六ノ七

●大東亞戰爭中海軍兵入團等ノ際ニ於ケル取

扱特例 六八六ノ七

第二款 志願兵

●海軍志願兵令 六八七

○海軍志願兵令施行規則 六九五

○甲種飛行豫科練習生志願者徵募規則 七一二ノ一

○海軍軍人ヨリ郷里青少年ニ志願兵志願ヲ勧誘ノ

第三款 召 集

●海軍召集規則

○海軍豫備役、後備、准士官以上召集ヲ命セラレ

タルトキ所轄官廳ノ件

○海軍簡閱點呼執行規則

○海軍防衛召集規則

○簡閱點呼ノ勅諭勅語奉讀ニ關スル件

七五六ノ三

七五六ノ一

七五六ノ三

第四款 軍事扶助 職業保障

●軍事扶助法.....七六七

○軍事救護法施行ニ關スル件.....七七〇ノ一

○南洋群島ニ於ケル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又

ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ノ扶助ニ關シ軍事扶

助法ニ依ルノ件.....七七〇ノ一

○軍事扶助法施行令.....七七一

○軍事扶助法實施ニ關スル報告通報手續.....七七三

●入營者職業保障法.....七七五

○入營者職業保障法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ノ

件.....七七六

○關東州及南洋群島ニ於ケル入營者職業保障ニ關

スル件.....七七七

○入營者職業保障法施行令.....七七八

○入營者職業保障法施行規則.....七七八

第十四類 雇員 傭人

●傷痍軍人ノ航路船客運貨割引ニ關スル件.....七七八ノ二 ●戰傷奉公杖授與規程.....七七八ノ四

●雇員傭人規則.....七七九

○守衛長、守衛服務規程.....七九五

○懲戒懲罰ニ依リ免職解雇セラレタル者ヲ雇員ニ

採用ノ場合制限.....七九五

○大東亞戰爭中陸上部隊ニ雇員及傭人ニ女子ヲ使

用スルコトヲ得ルノ件.....七九五

○旅順要港部等ニ於テ傭人ノ代員ニ滿洲國人使役

ノ件.....七九六

○支那ニ在ル海軍集會所及警備艦船ニ於テ傭人ノ

代員ニ支那人使役ノ件.....七九六

● 南西方面占領地ニ於ケル海軍各部囑託又ハ
傭人ノ代員トシテ現地民ヲ囑託ニ採用シ又

ハ使役スルコトヲ得ルノ件…………七九六

○ 大東亞戰爭中雇員傭人規則第十六條及第二十一

條ノ規定ハ之ヲ適用セザル件…………七九六

● 人夫等ノ使役ニ關スル件…………七九七

● 大東亞戰爭中雇員傭人陸海軍ニ徵集、召集

セラレタルモノハ之ヲ解雇解傭セザルコト

ヲ得ルノ件…………七九七

● 雇員傭人在職年數及勤續年數ニ關スル件…………七九七

● 女子雇傭人增加抑制ニ關スル件…………七九八

● 雇員以下ノ從業員募集ノ際ニ於ケル提出書
類等ニ關スル件…………七九九

版十四 海軍諸例則卷二類別目錄 終